
公 営 企 業 局 管 理 規 程

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月12日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

高 知 県 公 営 企 業 局 管 理 規 程 第 1 号

高 知 県 公 営 企 業 局 契 約 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改める。

第18条の2第1項及び第2項中「第21条の14第1項第3号又は第4号」を「第21条の13第1項第3号又は第4号」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。